

沖縄県有種雄牛凍結精液譲渡契約約款

(契約)

第1条 沖縄県畜産研究センター（以下「甲」という。）及び譲受者（以下「乙」という。）は、日本国の法令を遵守して、和牛に係る家畜人工授精用精液、家畜受精卵（以下「精液等」という。）の譲渡契約について、この約款に基づかなければならない。

2 乙は、甲と精液等の譲渡契約を締結するために、あらかじめ、この約款に合意したという書面を甲に提出しなければならない。

(国外利用及び目的外利用の禁止)

第2条 乙は、甲から譲渡された精液等を、日本国外で利用してはならず、また、国内における繁殖用牛又は肥育用牛の生産（家畜受精卵の生産を含む。）以外の目的（種牛改良への利用を含み、これに限らない。）のために利用してはならない。

2 乙は、甲から譲渡された精液等を、沖縄県有種雄牛以外の種雄牛造成を目的とした譲渡、利用をすることはできない（沖縄県畜産研究センターが特別に認める場合を除く。）。

3 乙は甲から譲渡された精液等のうち次項に掲げる沖縄県有種雄牛から製造したものを、甲が認める場合を除き、何人もこれを沖縄県外へ譲渡し、利用してはならない。

3の2 前項が示す沖縄県有種雄牛は次のものとする。

百合安清（登録番号 黒 15462）、百合北福2（登録番号 黒 15463）

美百合（登録番号 黒原 6279）、令鵬（登録番号 黒 15673）

(品質及び在庫の管理)

第3条 乙は、甲から譲渡された精液等について、衛生的に保存し、また品質を保全しながら、適切に管理しなくてはならない。

2 乙は、甲から譲渡された精液等について、その譲受、利用、在庫、廃棄及び譲渡数に関する事項を記録し、甲が求める場合には、当該記録を甲に報告しなければならない。

(第三者への譲渡)

第4条 乙は、甲から譲渡された精液等の一部または全部を第三者に譲渡する場合には、乙と当該第三者間の契約において、本契約により乙が負う義務と同様の義務を当該第三者に課さなければならない。

2 乙は、甲から譲渡された精液等の一部または全部を第三者に譲渡する場合には、当該精液等の品質について一切の責任を負うものとする。ただし、当該精液等について、甲の過失があった場合には、この限りでない。

(精液等の返還)

第5条 甲は、乙がこの約款に違反している認めるときは、乙に対し、譲渡した精液等の返還を求めることができる。

2 前項の場合において、乙は、甲から譲渡された精液等のうち、利用又は廃棄をしたもの以外のものを乙の費用において、ただちに甲に返還しなくてはならない。

(約款の変更)

第6条 甲が必要と判断した場合には、譲受者に対して個別に通知をすることなく、本約款を変更することができる。

2 前項による、最新の約款は、沖縄県畜産研究センターのホームページにより掲示する。

令和3年2月16日施行

令和4年1月28日一部改定

沖縄県有種雄牛凍結精液譲渡契約約款への合意宣言書

年 月 日

沖縄県畜産研究センターから譲渡された家畜人工授精用精液等の利用等については、沖縄県有種雄牛凍結精液の譲渡契約約款の各規定を遵守することに同意する。

住所 _____

氏名 _____

備考 乙が法人である場合は、代表者が署名の欄に、乙の名称を記載する。